

平成23年6月3日

報道関係各位



社会保障改革案に対する日本薬剤師会の見解

6月2日、政府の「社会保障改革に関する集中検討会議」から公表された社会保障改革案について、社団法人日本薬剤師会(会長:児玉孝)では、別紙のとおり、見解を公表いたします。

お問合せ先：(社)日本薬剤師会
副会長 七海 朗
副会長 山本 信夫
(事務局担当：医薬保険課)
電話 03-3353-1170
FAX 03-3353-6270

社会保障改革案に対する日本薬剤師会の見解

平成 23 年 6 月 3 日
日本薬剤師会

<要 約>

平成 23 年 6 月 2 日、政府の「社会保障改革に関する集中検討会議」から、これまでの議論の経過を踏まえて、社会保障改革案が公表されました。

社会保障・税の一体改革に関し、本会は、本年 4 月 22 日に開催された「社会保障・税一体改革に関する意見交換会」のヒアリングにおいて、医療・介護における医薬品の適正使用を担う薬剤師の視点からの意見を述べたところです。本会の意見に照らし、昨日公表された改革案については概ね妥当なものとして受け止めています。

しかしながら、受診時定額負担の新設及び医薬品の患者負担の見直しの部分については、具体的な内容は未だ定かではありませんが、必要な受診・必要な投薬の機会を抑制する恐れがあることから、受け入れることはできません。

また、今回の改革案においては、医療提供体制の効率化・重点化と機能強化が盛り込まれています。本会としては、医薬分業の更なる推進と地域医療体制の中での薬局・薬剤師の活用、医療機関におけるチーム医療の中での薬剤師の活用を一層進めていくことが、医療機能の強化の観点からも重要であると考えます。

また、後発医薬品の更なる使用促進については、本会としてこれまでも会員への指導を行ってきたところであり、引き続き協力してまいります。

<見 解>

今回示された改革案の基本的な考え方は、社会保障制度の果たす役割の原点に立ち戻って、国民が安心して生活し働ける環境を確保するため、わが国の社会保障制度を持続可能とするための改革の方向性を示したものと理解しています。

そのために社会保障制度とともにそれを支える財源となる税制度に関しても、消費税率の引き上げを含めた一体的改革を進める方向性が示されており、制度維持と長期安定的な財源確保が有機的な関連を持った改革案と理解できます。

しかしながら、個別具体的な事項やそれを進める行程表に記載されている改革の方向性を見てみると、問題と思われる部分があります。

その一つは、社会保障の根幹をなす医療・介護等の分野で提言されている「医薬品の患者負担の見直し（医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す）」というものです。

この文言からだけでは具体的な内容は定かではありませんが、仮に、医療保険において用いる医療用医薬品について市販の医薬品に類似のものがある場合には、医薬品に係る本人負担に格差を設けるということであれば、断じて賛成

できる提案ではありません。

患者の治療に必要な医療用医薬品について、類似する市販医薬品の価格を参考に医療保険での給付に格差を付けるという考え方は、改革案の基本方針にも掲げられている「格差の是正」とは全く矛盾する考え方と言わざるを得ません。

好んで病気になる人はいないにも拘らず、不幸にして罹患した疾病の違いと使う医薬品によって保険給付に差が出来るような仕組みでは、必要な医薬品が使われなくなることが懸念されます。とても社会保障改革とは言い難い単なる財源上の辻褃合わせであり、強く反対するものです。

また、二つ目は、高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化策として、「高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等」が盛り込まれ、外来（初診・再診時）の一部負担金に100円を上乗せする案が示された点です。

定率制の自己負担を支払った上に、仮に100円とはいえ付加的な負担を患者に求めることは、わが国が世界に誇る皆保険制度の下で確保されている「フリーアクセス」を阻害し、患者の受診抑制をも惹起し、また、患者の受診機会を損なうことにより結果的に重症化に直結する大きな問題と考えます。今後の国家財政の状況によっては、定額負担金のさらなる増額も想定されることから、「混合診療導入へ向けた施策」ではとの懸念もあり、到底容認できるものではありません。

上記2つの施策については、今後、慎重な検討を強く求めたいと思います。

一方、税制改革の分野では、安定的な財源の確保と国民が広く社会保障に要する費用を分担する観点から、消費税を目的税化し社会保障の財源とする方針が示されました。

少子高齢社会の進展に伴い社会保障制度の整備は不可欠であり、消費税収により将来的にも長期的に安定した財源を確保し、その財源を社会保障費のみに活用することは本会が主張してきたことであり、妥当なものと受け止めています。しかしながら、その導入に当たっては、医療機関及び薬局において患者に消費税を転嫁できないという問題があり、十分な議論が不可欠です。

最後に、今後の少子高齢化が進む社会環境を前提とした社会保障制度改革案であるならば、医療・介護関連職種の各々が専門性を十分に発揮できる体制（真のチーム医療）を確保し、外来、入院から在宅に至るまでシームレスな医療・介護提供体制の構築可能な施策を講じることが必須のことと考えます。

超高齢社会においては、より安心・安全できめ細かい薬物療法の提供が求められます。日本薬剤師会としては、平成24年度から6年制課程を修了した薬剤師が誕生することも踏まえ、薬剤師の活用を一層進めていくことが、医療・介護の質の向上に繋がるものと考えます。

また、後発医薬品の更なる使用促進については、本会としてこれまでも会員への指導を行ってきたところであり、引き続き協力してまいります。